

鳥取県告示第455号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成21年7月3日

鳥取県西部総合事務所長 河 原 正 彦

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	居宅サービスの種類	指定年月日
株式会社港タクシー 代表取締役 杉本真吾	境港市元町123番地	港タクシーケアセンター指定訪問介護事業所	境港市上道町1903-4	訪問介護	平成21年7月1日